

県本部各部課長  
殿下  
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本会第665号  
平成26年7月7日  
宮城県警察本部長

低入札価格調査基準について（通達）

警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条に規定する国庫が支弁する都道府県警察に要する経費に係る契約に関し、内閣府所管契約事務取扱細則（平成13年内閣府訓令第38号）第25条第1項第3号の規定による物品の製造その他についての契約に係る契約担当官等が定める割合（以下「低入札価格調査基準」という。）は、下記のとおりとするので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

低入札価格調査基準

- 1 一般競争契約  
10分の5とする。
- 2 指名競争契約  
10分の5とする。